

## 二級建築士の懲戒処分及び建築士事務所の監督処分について

### 1 二級建築士の懲戒処分について

- (1) 処分をした年月日  
平成20年9月24日
- (2) 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号  
関根 幹夫  
二級建築士  
宮城県知事登録第11634号
- (3) 処分の内容  
業務停止4月（平成20年10月1日から平成21年1月31日まで）
- (4) 処分の原因となった事実  
確認済証の写しとしての外観を呈する文書を建築主に交付し、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認済証の交付を受けずに建築工事が行われる事態を生じさせた。また、建築士事務所の登録を受けずに報酬を得て、設計等を業として行った。
- (5) 根拠条項  
建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項第1号及び第2号に該当

### 2 二級建築士の懲戒処分について

- (1) 処分をした年月日  
平成20年9月24日
- (2) 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号  
榊 武哉  
二級建築士  
宮城県知事登録第6635号
- (3) 処分の内容  
業務停止4月（平成20年10月1日から平成21年1月31日まで）
- (4) 処分の原因となった事実  
建築士事務所の管理不十分のため戸建住宅の建築において、施工者として、建築基準（昭和25年法律第201号）に基づく確認済証の交付を受けずに工事着手し、完成させた。また、確認済証の写しとしての外観を呈する文書が建築主に交付される事態を生じさせた。
- (5) 根拠条項  
建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項第1号及び第2号に該当

### 3 二級建築士事務所の監督処分

- (1) 監督処分をした年月日  
平成20年9月24日
- (2) 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、当該開設者の名称及び

その代表者氏名)、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号

榊設計事務所

石巻市福地字町99

有限会社榊工務店 代表取締役 榊 武哉

二級建築士事務所

宮城県知事登録第04220327号

(3) 監督処分の内容

建築士事務所の閉鎖4月(平成20年10月1日から平成21年1月31日まで)

(4) 監督処分の原因となった事実

建築士事務所を管理する建築士が、建築士法(昭和25年法律第202号)第10条第1項第1号及び第2号の規定に基づき懲戒処分を受けた。

(5) 根拠条項

建築士法第26条第2項第4号に該当